

四半期報告書

(第150期第3四半期)

自 平成26年10月1日

至 平成26年12月31日

塩野義製薬株式会社

E00923

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	3
(2) 新株予約権等の状況	3
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) ライツプランの内容	5
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(6) 大株主の状況	5
(7) 議決権の状況	6

2 役員の状況

	6
--	---

第4 経理の状況

	7
--	---

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	8
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	10
四半期連結損益計算書	10
四半期連結包括利益計算書	11

2 その他

	15
--	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

	16
--	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月10日
【四半期会計期間】	第150期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	塩野義製薬株式会社
【英訳名】	Shionogi & Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 手代木 功
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区道修町3丁目1番8号
【電話番号】	06（6202）2161
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 細貝 優二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル（東京支店）
【電話番号】	03（3406）8111
【事務連絡者氏名】	広報部 課長 小井手 崇
【縦覧に供する場所】	塩野義製薬株式会社 東京支店 （東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル） 塩野義製薬株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区新栄町2丁目9番地 スカイオアシス栄） 塩野義製薬株式会社 福岡支店 （福岡市中央区長浜1丁目1番35号 新KBCビル） 塩野義製薬株式会社 札幌支店 （札幌市中央区北三条西4丁目1番地1 日本生命札幌ビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 上記の福岡支店及び札幌支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第3四半期連結 累計期間	第150期 第3四半期連結 累計期間	第149期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	218,099	200,269	289,717
経常利益 (百万円)	49,976	51,722	62,225
四半期(当期)純利益 (百万円)	36,160	26,261	40,618
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	62,415	39,721	69,361
純資産額 (百万円)	467,478	471,838	467,836
総資産額 (百万円)	611,281	587,155	580,566
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	107.98	78.56	121.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	107.92	78.46	121.23
自己資本比率 (%)	75.9	79.7	79.9

回次	第149期 第3四半期連結 会計期間	第150期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	45.01	49.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 従来、当社グループでは、研究開発費のうち、外部に委託する研究開発費については、主に成果物を入手した時点で費用認識する方法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より主として研究開発活動の進捗に応じて費用認識する方法に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第1四半期連結会計期間より、研究開発費に関する会計方針の変更を行っており、遡及適用後の数値で前連結会計年度末及び前年同四半期比較を行っております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高2,002億69百万円、営業利益360億66百万円、経常利益517億22百万円、四半期純利益262億61百万円となりました。

売上高につきましては、医療用医薬品において「クレストール」「イルベタン」「ラビアクタ」をはじめとする戦略品目は安定的に増加基調で推移しておりますが、依然既存品は苦戦しており、平成26年4月の薬価改定による価格面での影響も併せて前年同期比5.2%の減少となりました。一方、海外は、米国子会社シオノギINC.の閉経後陰萎縮症治療薬「Osphena」の販売は着実に上昇しておりますが、前連結会計年度に実施した品目売却の影響もあり、前年同期比では海外売上高全体で17.3%の減少となりました。ロイヤリティー収入は、昨年度契約変更を実施したクレストールのロイヤリティーが前年同期比26.6%の減少となりましたが、当第3四半期連結会計期間より抗HIV薬「テビケイ（一般名：ドルテグラビル）」のロイヤリティー収入が加わり、ロイヤリティー収入全体では17.8%の減収にとどまりました。これらの結果、売上高全体では前年同期比8.2%の減収となりました。

一方、利益面では、販売費及び一般管理費につきましては、国内外での販売関連費用及び研究開発費用の効率的な使用にグループ全体で取り組んでおり、特に研究開発費については外部資金の導入など新たな取り組みも入れたことから、前年同期比5.8%の減少と奏功しておりますが、先述の薬価改定の影響とクレストールのロイヤリティーの減収による売上総利益の減少（前年同期比11.9%減）もあり、営業利益につきましては前年同期比26.1%の減益となりました。経常利益につきましては、ViiV社からの受取配当金の増加、円安による外貨建資産の為替差益などにより、前年同期比3.5%の増益となりました。四半期純利益は、平成26年9月に大阪国税局からの更正通知を受領したことを踏まえ、過年度法人税等を計上したことにより税金費用が大幅に増加し、前年同期比27.4%の減益となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は5,871億55百万円で、前連結会計年度末と比べて65億89百万円増加しました。流動資産は、主として短期運用の有価証券の減少により、前連結会計年度末より77億20百万円少ない2,411億72百万円となりました。固定資産は、主として投資有価証券の増加により、前連結会計年度末より143億9百万円多い3,459億82百万円となりました。

負債合計は1,153億17百万円で、前連結会計年度末と比べて25億87百万円増加しました。流動負債は、主として社債の償還による200億円の減少により、前連結会計年度末より211億12百万円少ない578億96百万円となりました。固定負債は、自己株式の買付資金の一部として社債（転換社債型新株予約権付社債）を発行したことなどにより、前連結会計年度末より236億99百万円多い574億20百万円となりました。

純資産合計は4,718億38百万円で、前連結会計年度末と比べて40億2百万円の増加となりました。株主資本は、自己株式の買付を行ったことにより、前連結会計年度末より95億円少ない4,417億76百万円となりました。その他の包括利益累計額は、主として為替相場の変動による為替換算調整勘定の増加により、前連結会計年度末より133億37百万円多い259億25百万円となりました。また、新株予約権は前連結会計年度末より62百万円増加し2億70百万円、少数株主持分は前連結会計年度末より1億2百万円増加し38億65百万円となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費は、355億98百万円となり、売上高に対する比率は17.8%となりました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	351,136,165	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	351,136,165	同 左	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。
平成26年12月1日の取締役会決議に基づく2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債
(平成26年12月17日発行)

決議年月日	平成26年12月1日
新株予約権の数(個)	2,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,784,688(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,180(注)3
新株予約権の行使期間	自平成27年1月5日 至平成31年12月3日(注)4 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,180 資本組入額 2,090(注)5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額といたします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 本社債の額面金額合計額1,000万円につき1個とする。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
3. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
(2) 転換価額は4,180円とする。
(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4. ①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年12月3日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付した場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記3. (3)と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	—	351,136	—	21,279	—	20,227

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 16,230,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 334,574,900	3,345,749	—
単元未満株式	普通株式 330,465	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	351,136,165	—	—
総株主の議決権	—	3,345,749	—

(注) 上記「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株（議決権の数40個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
塩野義製薬株式会社	大阪市中央区 道修町3丁目1番8号	16,230,800	—	16,230,800	4.62
計	—	16,230,800	—	16,230,800	4.62

(注) 当社は平成26年12月1日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月2日から平成27年1月22日（約定ベース）までの期間に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）および市場買付けにより、9,329,900株を自己株式として取得いたしました。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	34,238	59,754
受取手形及び売掛金	64,290	69,125
有価証券	80,100	35,100
商品及び製品	24,005	22,540
仕掛品	11,425	11,571
原材料及び貯蔵品	12,938	15,791
その他	21,917	27,314
貸倒引当金	△24	△26
流動資産合計	248,893	241,172
固定資産		
有形固定資産	78,976	77,807
無形固定資産		
のれん	42,878	46,395
その他	29,945	31,018
無形固定資産合計	72,824	77,413
投資その他の資産		
投資有価証券	149,519	160,899
その他	30,442	29,922
貸倒引当金	△90	△60
投資その他の資産合計	179,871	190,761
固定資産合計	331,673	345,982
資産合計	580,566	587,155
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,627	10,105
1年内償還予定の社債	20,000	—
未払法人税等	12,392	10,586
賞与引当金	7,071	4,528
返品調整引当金	4,320	3,449
その他の引当金	21	—
その他	25,575	29,226
流動負債合計	79,008	57,896
固定負債		
社債	—	20,099
長期借入金	10,034	10,035
退職給付に係る負債	9,967	10,763
その他	13,719	16,521
固定負債合計	33,721	57,420
負債合計	112,730	115,317

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,279	21,279
資本剰余金	20,227	20,227
利益剰余金	429,526	437,699
自己株式	△19,756	△37,429
株主資本合計	451,277	441,776
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	25,289	26,112
繰延ヘッジ損益	—	△267
為替換算調整勘定	△6,113	5,712
退職給付に係る調整累計額	△6,588	△5,631
その他の包括利益累計額合計	12,587	25,925
新株予約権	207	270
少数株主持分	3,762	3,865
純資産合計	467,836	471,838
負債純資産合計	580,566	587,155

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	218,099	200,269
売上原価	57,431	58,772
売上総利益	160,668	141,497
販売費及び一般管理費	111,881	105,430
営業利益	48,787	36,066
営業外収益		
受取利息	219	325
受取配当金	1,553	9,387
為替差益	2,399	8,643
その他	516	225
営業外収益合計	4,688	18,582
営業外費用		
支払利息	692	219
寄付金	997	671
固定資産除却損	281	846
その他	1,527	1,189
営業外費用合計	3,498	2,926
経常利益	49,976	51,722
特別利益		
固定資産売却益	※1 4,203	※1 5,503
事業譲渡益	—	※2 184
投資有価証券売却益	554	86
特別利益合計	4,757	5,774
特別損失		
和解金	—	※3 1,270
たな卸資産評価損	※4 451	—
特別損失合計	451	1,270
税金等調整前四半期純利益	54,283	56,226
法人税、住民税及び事業税	6,793	15,307
過年度法人税等	—	13,582
法人税等調整額	11,270	960
法人税等合計	18,063	29,851
少数株主損益調整前四半期純利益	36,219	26,375
少数株主利益	58	113
四半期純利益	36,160	26,261

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	36,219	26,375
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,538	822
繰延ヘッジ損益	388	△267
為替換算調整勘定	19,269	11,834
退職給付に係る調整額	—	957
その他の包括利益合計	26,196	13,346
四半期包括利益	62,415	39,721
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	61,901	39,599
少数株主に係る四半期包括利益	514	122

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が648百万円増加し、投資その他の資産その他(退職給付に係る資産)が2,478百万円、利益剰余金が2,014百万円それぞれ減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ121百万円増加しております。

(研究開発費の会計処理方法の変更)

従来、当社グループでは、研究開発費のうち、外部に委託する研究開発費については、主に成果物を入手した時点で費用認識する方法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より主として研究開発活動の進捗に応じて費用認識する方法に変更しております。

当社グループでは、これまでは国内の患者さま向けの医薬品を中心とした研究開発を行っておりましたが、新薬開発・販売のグローバル化に伴い、社内経営資源中心から、次第に外部委託による研究開発活動の比重が高くなっており、今後もその傾向はますます高まることが見込まれております。

また、開発領域につきましても、これまでの比較的開発期間の短い感染症領域を中心とした開発品目から、循環器・疼痛領域のような、開発期間が長期間にわたる品目へとシフトしてきております。

このような状況の下、外部委託研究費は、以前に比べ研究開発費全体に占める割合が高まり、また長期化していることから、従来の最終的な成果物の入手時点を費用認識時期とする方法では、費用認識時期と研究開発活動の進捗との乖離が顕著になってきたため、研究開発活動の進捗に応じて費用認識をする方が、より実態を表すものと判断いたしました。また、上記を踏まえ、第1四半期連結会計期間より海外子会社と共通の外部委託研究開発の進捗管理システムが稼働しており、研究開発活動の進捗に応じた費用測定の体制も整ったことを機に、第1四半期連結会計期間より計上方法を変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費(研究開発費)は1,733百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,733百万円減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、遡及適用後の利益剰余金の前期首残高は3,363百万円減少しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結会社以外の金融機関等からの借入に対する保証

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
従業員の住宅ローンに対する保証	6百万円	5百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
建物及び土地	4,203百万円	5,503百万円

※2. 事業譲渡益

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

米国糖鎖解析事業に関する資産譲渡によるものです。

※3. 和解金

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

米国子会社シオノギINC.におけるCowen社との訴訟に係るものであります。

※4. たな卸資産評価損

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当社グループとジョンソン・エンド・ジョンソン社との間で締結しておりました抗生物質ドリペネムの販売に関する契約を解除したことに伴い、譲受けたたな卸資産のうち、販売の対象としないものについて評価損を計上いたしました。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	9,761百万円	9,474百万円
のれんの償却額	2,014百万円	2,172百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,367	22.00	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	7,367	22.00	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	8,037	24.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	8,037	24.00	平成26年9月30日	平成26年12月1日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

自己株式の取得

当社は、平成26年12月1日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この結果、自己株式は当第3四半期連結累計期間において17,673百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において37,429百万円となりました。

なお、平成27年1月22日をもちまして取締役会決議に基づく自己株式の取得を終了しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当社グループは、医療用医薬品の研究開発、仕入、製造、販売並びにこれらの付随業務を事業内容とする単一事業であります。製品別の販売状況、会社別の利益などの分析は行っておりますが、事業戦略の意思決定、研究開発費を中心とした経営資源の配分は当社グループ全体で行っており、従って、セグメント情報の開示は省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）
(1) 1株当たり四半期純利益金額	107円98銭	78円56銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	36,160	26,261
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	36,160	26,261
普通株式の期中平均株式数（千株）	334,897	334,280
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	107円92銭	78円46銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	—	△0
（うち受取利息（税額相当額控除後） （百万円））	（—）	（△0）
普通株式増加数（千株）	167	441

（注）「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間における会計方針の変更は遡及適用され、前第3四半期連結累計期間については遡及適用後の四半期連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額は3円20銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は3円21銭それぞれ減少しております。

（重要な後発事象）

該当する事項はありません。

2 【その他】

中間配当

平成26年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………8,037百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………24円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成26年12月1日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月9日

塩野義製薬株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 明彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている塩野義製薬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社グループは、従来、研究開発費のうち外部に委託する研究開発費については、主に成果物を入手した時点で費用認識する方法によっていたが、第1四半期連結会計期間より主として研究開発活動の進捗に応じて費用認識する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。